

# 山口県報

平成18年  
4月21日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
自衛官の募集(防災危機管理課)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	二
土地改良事業施行の同意(農村整備課)	三
公告	三
平成十八年度危険物取扱者保安講習の実施(防災危機管理課)	三
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	五
やまぐちフワワードに係る指定管理者の指定(農業振興課)	六
土地改良区役員の届出(農村整備課)	六
土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)	六
栽培漁業センターに係る指定管理者の指定(水産振興課)	七
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	七
教委公告	七
青年の家に係る指定管理者の指定	七
山口県秋吉台少年自然の家に係る指定管理者の指定	八
山口県長者ヶ原グリーンスポーツ広場に係る指定管理者の指定	九
山口県ふれあいパークに係る指定管理者の指定	九
選管告示	九
不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正	九
公安委規則	九
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	九
公安委告示	一〇
技能検定員審査の実施	一〇
教習指導員審査の実施	一一

### 山口県告示第二百二十四号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の募集に関する事項を次のとおり告示する。

平成十八年四月二十一日

山口県知事 二井 関成

#### 一 募集期間

平成十八年四月二十四日(月曜日)から同年五月二十六日(金曜日)まで

#### 二 試験期日

平成十八年五月三十日(火曜日)

#### 三 試験場の位置及び名称

山口市上宇野令七八四番地 陸上自衛隊山口駐屯地

#### 四 試験の方法

筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

#### 五 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (一) 採用予定月の一日現在において満十八歳以上二十七歳未満の日本の国籍を有する者であること。
- (二) 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者であること。

#### 六 採用予定人員及び採用予定年月

区分	採用予定人員		採用予定年月
	男性	女性	
二等陸士	若干人	—	平成十八年七月
二等海士	若干人	若干人	平成十八年八月

二等空土 若干人  
平成十八年七月

七 その他

この試験についての問合せは、最寄りの市役所若しくは町役場又は自衛隊山口地方連絡部（電話〇八三一九二一一三三五）若しくは次のいずれかの募集事務所等にすべし。

- (一) 自衛隊山口地方連絡部岩国募集事務所（電話〇八二七一一三一一一五八〇）
- (二) 自衛隊山口地方連絡部柳井募集事務所（電話〇八二〇一一二一一八一八九）
- (三) 自衛隊山口地方連絡部周南募集事務所（電話〇八三四一三一一七〇九七）
- (四) 自衛隊山口地方連絡部山口募集案内所（電話〇八三一九二五一一八三三）
- (五) 自衛隊山口地方連絡部宇部募集事務所（電話〇八三六一一三一一四三五五）
- (六) 自衛隊山口地方連絡部下関出張所（電話〇八三二一一三一一三三九五）
- (七) 自衛隊山口地方連絡部萩募集事務所（電話〇八三八一一二一一二四〇九）

山口県告示第二百二十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年四月二十一日から同年五月十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年四月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 宇部興産株式会社
- 住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場西地区  
所 在 地 宇部市大字小串一九七八番地の六
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法
	工 事 着 手 日 付	工 事 完 成 日 付	
三三一イ	平成一八、一五	平成一八、一五	連 続 二 四 時 間 変 動 な し
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"

備考 「三三一イ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 ( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
"	七・八	四一、〇〇〇	〇・九五
"	"	四一、〇〇〇	〇・三二
三三一イ	一〇	二二〇	〇・八五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 5 排 水 口	No. 3 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
七・五	七・六	七・八	四一、〇〇〇	一〇、二九一
"	六・五	"	四一、〇〇〇	一一、二七九

山口県告示第二百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、  
市町村が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十八年四月二十一日

山口県知事 二井 関 成

市町村名

施行地区

事業の種類

同意年月日

宇部市

楠(国近)地区

かんがい排水

平成一八、四、一〇

"

楠(矢矯)地区

"

"

"

楠地区

ほ場の整備

"

"

奥堤地区

暗きよ排水

"

周南市

奥堤地区

ため池の整備

"

山陽小野田市 狼地区  
阿武町 福谷地区

" "

" "

" "



(三二九) 平成十八年度危険物取扱者保安講習の実施

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の二十三の規定に基づき、平成十八年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施します。

平成十八年四月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 受講対象者

消防法第十三条の二十三に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者  
 二 講習の日時及び場所

(一) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場	所
平成一八、七、五	午前九時から 正午まで	光地区消防組合消防本部	
"	"	下関市消防訓練センター	
"	"	下松市大字平田四八四	
"	"	中国電力株式会社下松発電所	
"	"	宇部市大字川上七四	
"	"	山口宇部農業協同組合	
"	"	山口市大手町九番六号	
"	"	山口県社会福祉会館	
"	"	山口県民文化ホールいわくに	
"	"	長門市向津具公民館	
"	"	萩市見島総合センター	
"	"	宇部市大字川上七四	
"	"	山口宇部農業協同組合	
"	"	柳東文化会館	
"	"	下関市消防訓練センター	
"	"	防府市駅南町八番三〇号	
"	"	山口短期大学オーブンカレッジ	
"	"	山陽小野田市消防本部	
"	一〇、三	午後一時から 午後四時まで	
"	"	長門市通六七一の一五	
"	"	山口県漁業協同組合通支店	
"	"	周南市鼓海二丁目一八の二四	
"	"	財団法人周南地域地場産業振興センター	
"	"	萩市消防本部	
"	一七	午前九時から 正午まで	
"	"	萩市大字樗東六四四六の五	
"	"	山口県漁業協同組合越ヶ浜支店	
"	"	山口県漁業協同組合川尻支店	
"	"	山口県漁業協同組合川尻支店	
"	"	山口県漁業協同組合川尻支店	

(二) 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設(一)に掲げる危険物施設を除く。(二)において

危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

(一)及び(二)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場	所
平成一八、七、六	午後一時から 午後四時まで	山口県民文化ホールいわくに	
"	"	玖珂郡和木町和木六丁目一番二号	
"	"	三井化学株式会社若国大竹工場	
"	"	周南市鼓海二丁目一八の二四	
"	"	財団法人周南地域地場産業振興センター	
"	"	下松市大字平田四八四	
"	"	中国電力株式会社下松発電所	
"	"	周南市社会文化ホール	
"	"	山口県民文化ホールいわくに	
"	"	山口宇部農業協同組合	
"	"	山口宇部農業協同組合	
"	"	山口宇部農業協同組合	
"	"	周南市鼓海二丁目一八の二四	
"	"	財団法人周南地域地場産業振興センター	
"	"	周南市社会文化ホール	
"	"	山陽小野田市大字西沖五	
"	"	西部石油株式会社山口製油所	
"	"	山口宇部農業協同組合	
"	"	山口宇部農業協同組合	
"	"	周南市鼓海二丁目一八の二四	
"	"	財団法人周南地域地場産業振興センター	
"	"	周南市社会文化ホール	
平成一八、七、五	午後一時から 午後四時まで	光地区消防組合消防本部	

四 提出書類

一	郵便番号七五三一〇〇八三	社団法人山口県危険物安全協会連合会に提出すること。
二	受講申請書の提出期限及び提出先	各講習実施日の二十日前までに、最寄りの消防本部又は山口市後河原一五〇番地の
三	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域地場産業振興センター</li> <li>下関市消防訓練センター</li> <li>光市大字光井四七二〇 武田薬品工業株式会社光工場</li> <li>下関市消防訓練センター</li> <li>光地区消防組合消防本部</li> <li>美祢市大嶺町東分四一八の八 美祢勤労者総合福祉センター</li> <li>山陽小野田市消防本部</li> <li>下松市大字平田四八四 中国電力株式会社下松発電所</li> <li>防府市駅南町八番三〇号 山口短期大学オーブンカレッジ</li> <li>山口県民文化ホールいわくに 柳東文化会館</li> <li>山陽小野田市大字鴨庄九二 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会 山陽支所</li> <li>下関市消防訓練センター</li> <li>周南市社会文化ホール</li> <li>宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合</li> <li>山口市大手町九番六号 山口県社会福祉会館</li> <li>山陽小野田市消防本部</li> <li>防府市駅南町八番三〇号 山口短期大学オーブンカレッジ</li> <li>萩市消防本部</li> </ul>

五 受講申請書

受講手数料  
四千七百円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

六 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課（電話〇八三一九三三一一三三六〇）又は社団法人山口県危険物安全協会連合会（電話〇八三一九三三一一七七九九）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(三三〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年六月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年四月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年四月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 光けんじのがっこう

代表者の氏名 北村 陽子

主たる事務所の所在地 光市島田二丁目四番一〇号

三 定款に記載された目的

乳幼児から大人までのすべての人に対して、幅広い層がつながりあつて学び、かつ、育ち合う場を運営し、及び経営することによって、ますます深刻化している地域の教育力の低下並びに家庭教育及び学校教育のあり方及び方向性についての改善の手がかりをみつけ、青少年育成の推進に大きく寄与すること。

(二三一) やまぐちフラワーランドに係る指定管理者の指定  
山口県フラワーランド条例(平成十七年山口県条例第五十号。以下「条例」といふ。)(第十一条第一項の規定により、やまぐちフラワーランドに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
財団法人やない花のまちづくり振興財団 柳井市南町二丁目一〇番二号
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
  - (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事
  - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園すること。
  - (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間又は使用時間を延長し、又は短縮すること。
  - (四) 条例第六条の許可をすること。
  - (五) 条例第九条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
  - (六) 施設及び設備の維持管理に関する事。
- 三 指定の期間  
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

(二三二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十八年四月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員	理事の別	氏名	住 所
土地改良区	監事	林 博幸	下関市豊北町大字田耕三〇一〇
下関市豊北町農地開発 土地改良区	理事	杉井 正剛	九二一

秋芳町土地改良区	理事	末田 利美	豊北町大字滝部一六六
"	"	佐々木磯址	三七五四の六
"	"	松田 清	一一〇一の一
"	"	白石 隆雄	豊北町大字阿川二二八八
"	"	岸田 道夫	豊北町大字滝部五六八七の二
"	"	藤田 芳幸	三一一三の一
"	"	佐竹 幸明	美祿郡秋芳町大字岩永本郷二二三八

二 退任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住 所
下関市豊北町農地開発 土地改良区	理事	松田 清	下関市豊北町大字滝部一〇一の二
"	"	山本 幸夫	豊北町大字田耕六四三六の二
"	"	工藤 紀彦	豊北町大字滝部一〇一の三
"	"	磯部 邦男	三八九四
"	"	佐々木磯址	三七五四の六
"	"	白石 隆雄	豊北町大字阿川二二八八
"	"	静間 元	豊北町大字滝部一八三〇
"	"	山本 光義	豊北町大字栗野一八〇
"	"	林 博幸	豊北町大字田耕三〇一〇
秋芳町土地改良区	理事	後藤 治彦	美祿郡秋芳町大字岩永本郷二四二二

(二三三) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十八年四月二十一日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
防府市金波土地改良区	水路の改修	昭和五四、一〇、一	昭和五八、三、三〇

(二三四) 栽培漁業センターに係る指定管理者の指定

山口県栽培漁業センター条例(昭和三十九年山口県条例第四十四号。以下「条例」という。)第四条の規定により、栽培漁業センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者に管理を行わせる栽培漁業センターの名称及び位置

名 称	位 置
山口県内海栽培漁業センター	山 口 市
山口県外海栽培漁業センター	長 門 市
山口県外海第二栽培漁業センター	阿武郡阿武町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社団法人山口県栽培漁業公社 山口市秋穂東五一七九番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

(二三五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年四月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市高栄二丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宇部市上町二丁目五番一五号  
有限会社正和不動産



公 告

青年の家に係る指定管理者の指定

山口県青年の家条例(昭和四十四年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、青年の家に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月二十一日

山口県教育委員会

一 指定管理者に管理を行わせる青年の家の名称及び位置

名 称	位 置
山口県大島青年の家	大島郡周防大島町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

有限責任中間法人やまぐち青年の家ネット 山口市道場門前二丁目一番一八号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- (三) 条例第五条の許可をすること。
- (四) 条例第七条の規定により、青年の家の使用の許可を取り消すこと。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる青年の家の名称及び位置

名 称	位 置
山口県光青年の家	光市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人青少年の健全育成を支援する会 柳井市柳井四一七一番地九

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、青年の家の使用の許可を取り消すこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関する事

四 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる青年の家の名称及び位置

名 称	位 置
山口県油谷青年の家	長門市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所

財団法人山口県ひとつくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、青年の家の使用の許可を取り消すこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関する事

四 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる青年の家の名称及び位置

名 称	位 置
山口県萩青年の家	萩市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所

有限責任中間法人やまぐち青年の家ネット 山口市道場門前二丁目一番一八号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、青年の家の使用の許可を取り消すこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関する事

四 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

公 告

山口県秋吉台少年自然の家に係る指定管理者の指定

山口県少年自然の家条例(昭和四十七年山口県条例第五十三号。以下「条例」といふ。)(第九条第一項の規定により、山口県秋吉台少年自然の家に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月二十一日

山口県教育委員会

一 指定管理者の名称及び主たる事務所

財団法人山口県ひとつくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。



- (三) 条例第五条の許可をすること。
  - (四) 条例第七条の規定により、山口県秋吉台少年自然の家の使用の許可を取り消すこと。
  - (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定の期間  
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

公 告

山口県長者ケ原グリーンスポーツ広場に係る指定管理者の指定

山口県グリーンスポーツ広場条例(昭和五十七年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第八条第一項の規定により、山口県長者ケ原グリーンスポーツ広場に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月二十一日

山口県教育委員会

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
山口市 山口市亀山町二番一号
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
  - (一) 条例第四条の許可をすること。
  - (二) 条例第六条の規定により、山口県長者ケ原グリーンスポーツ広場の使用の許可を取り消すこと。
  - (三) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定の期間  
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

公 告

山口県ふれあいパークに係る指定管理者の指定

山口県青少年交流施設条例(平成九年山口県条例第四号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、山口県ふれあいパークに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月二十一日

山口県教育委員会

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
財団法人山口県ひとつくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
  - (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
  - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
  - (三) 条例第五条の許可をすること。
  - (四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
  - (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定の期間  
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間



山口県選挙管理委員会告示第二十八号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成十八年四月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

「山口県立病院静和荘」を「山口県立こころの医療センター」に改める。



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月二十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則(昭和六十年山口県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一国立山口徳地少年自然の家「の項中、「国立山口徳地少年自然の家」を「国立山口徳地青少年自然の家」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県公安委員会告示第二十七号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十八年四月二十一日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
  - 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自)、技能検定員審査(普自)及び技能検定員審査(牽引)
- 二 審査の日時及び場所
  - (一) 日時 平成十八年五月二十二日(月曜日)午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
  - 平成十八年五月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
  - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
  - (一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。)(別記様式第一号によること。))
  - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千七百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千四百五十円
三 教則の内容となつてゐる事項	二千二百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千二百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五十円
備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

審査の種類	審査の細目	減ずる額
一 技能検定員審査(大型二種)及び技能検定員審査(普通二種)	一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千七百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	八千二百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千三百円

- 一 審査の種類  
技能検定員審査(大型二種)及び技能検定員審査(普通二種)
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成十八年五月二十四日(水曜日)午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成十八年五月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)  
(二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面  
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
二万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査の種類	審査の細目	減ずる額
一 技能検定員審査(普通)	一 技能検定員審査(普通)	二千五百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	八千二百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千三百円

- 一 審査の種類  
技能検定員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成十八年五月二十五日(木曜日)午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成十八年五月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)  
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面  
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
二万五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 その他  
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。  
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識  
備考  
大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千五百円を減ずるものとする。

二千八百五十円

者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となつてゐる事項	千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考  
普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第二十八号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行つ審査を次のとおり実施する。

平成十八年四月二十一日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自一)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成十八年五月二十三日(火曜日)午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成十八年五月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))  
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。)
- 七 審査手数料  
九千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円

三	学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四	教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円
備考	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千二百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減するものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大型二種)及び教習指導員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十八年五月二十六日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十八年五月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千九百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千八百五十円

備考  
大型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十八年五月二十九日(月曜日)及び同月三十日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十八年五月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
  - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目に

ついでに審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

平成十八年四月二十一日印刷  
平成十八年四月二十一日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)